

議案第58号

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第145号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の改正による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 28 号

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年愛西市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項第 1 号中「第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 10 号若しくは第 3 項第 2 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 13 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の愛西市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。